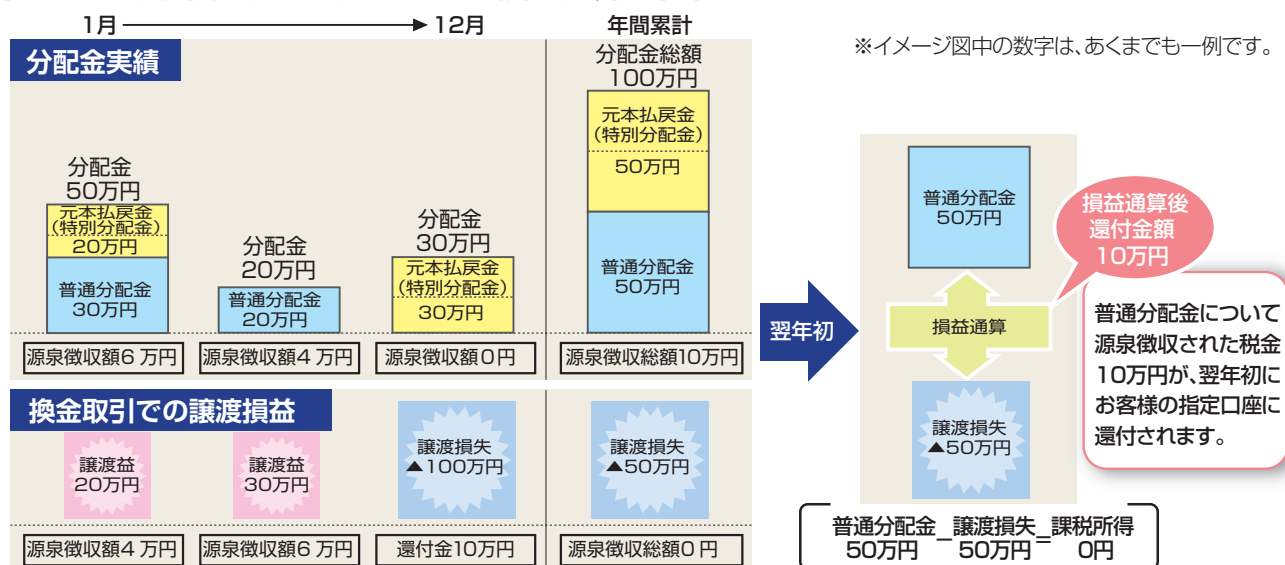


特定口座での投資信託分配金の損益通算について（個人投資家の皆様）

公募株式投資信託の分配金を特定口座（源泉徴収あり）に受け入れることができることとなっています。これにより、特定口座（源泉徴収あり）内で公募株式投資信託の換金等により譲渡損失が生じた場合には、公募株式投資信託の分配金（普通分配金）と通算することにより、源泉徴収税額の過納分が翌年初に還付されることとなります。

特定口座（源泉徴収あり）における損益通算の仕組み（イメージ図）



★他の譲渡損がある場合、確定申告により損益通算ができます。（翌年以降 3 年間の損失繰越控除）